

図表 2-(3)-① 防災基本計画（平成 27 年 7 月最終改正。中央防災会議決定）〈抜粋〉

第 4 編 津波災害対策編
第 1 章 災害予防
第 3 節 国民の防災活動の促進
2 防災知識の普及、訓練
(1) 防災知識の普及
(前略)
○ <u>国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。</u> なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。
(後略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-② 津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）〈抜粋〉

第 4 章 津波避難ビル等の利用・運営に係る留意点
第 1 節 津波避難ビル等への避難
1. 3 <u>津波避難ビル等への誘導</u>
<u>津波避難ビル等への円滑な避難誘導や、津波避難ビル等の存在の周知・啓発のため、避難経路や津波避難ビル等に、標識を設置する。</u> 標識のデザイン（ピクトグラム）は、できるだけ汎用的なものを用いる。
避難経路に設置する標識は、円滑に避難・誘導できるよう、設置位置や間隔についても配慮する。津波避難ビル等に設置する標識については、避難場所であることの説明を併せて記載する。
<基本方針>
(1) 標識の設置
<u>津波避難ビル等までの円滑な避難・誘導等のため、避難経路や津波避難ビル等の入口等に、案内のための標識を設置する。</u>
(2) 標識の様式
標識のデザイン（ピクトグラム）等については、地域住民だけでなく観光客等の外来者にも即座に認知できるよう、できるだけ汎用的なものを利用する。

<解説>

(1) 標識の設置

特に、地理が不案内で津波の認識が低い観光客等に対しては、海拔や津波浸水予想地域、具体的な津波来襲時間、想定津波高の表示、避難方向（誘導）、避難所等を示した案内のための標識が有効である。標識については、交差点等の人の目につきやすい場所に、避難方向が容易に識別できるように留意して設置する。なお、これは地域住民等への周知・啓発や、避難時の混乱防止等にも効果を発揮するものである。

(2) 標識の様式

津波避難ビル等として指定・整備された施設を地域住民や観光客等の外来者も認知できるような標識デザイン等については、「防災のための図記号に関する調査検討委員会」（事務局：総務省消防庁）が定めた津波に関する図記号（図 4-1）等を用いることが望ましい。

（後略）

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-③ 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月）<抜粋>

第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針

2. 10 その他の留意点 <観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策>

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 情報伝達
- (2) 施設管理者等の避難対策
- (3) 自らの命を守るための準備
- (4) 緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置
- (5) 津波啓発、避難訓練の実施

2 (略)

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策については、次の点に留意しながら策定する必要がある。

(1)～(3) (略)

(4) 緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者など）の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。なお、緊急避難場所等については、可能な範囲で J I S ・ I S O 化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとする。

また、逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の津波避難ビル指定・設定及びその表示等も必要である。

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-④ 四国地震防災基本戦略（平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議）

<抜粋>

2. 3 迅速かつ的確な避難対策

(2) 的確な防災情報の伝達

住民以外の避難者等への避難の呼びかけも必要であることから、走行中の車両、運航中の列車・船舶・航空機や公共交通機関の利用者、海水浴客、観光客等に対して、できるだけすみやかに、かつ、確実に警報等を提供する手段や、確実に避難できる誘導方法の検討を行う。

図表 2-(3)-⑤ 「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（府政防第 369 号、消防災第 126 号 平成 26 年 3 月 26 日付け 各都道府県防災主管部長宛て消防庁国民保護・防災部防災課長通知）<抜粋>

第二 指定緊急避難場所の指定等（法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 等関係）

8. 既存の避難場所等の見直しの検討及びその指定

② 指定緊急避難場所等の表示方法

地域防災計画に位置付ける指定緊急避難場所等の個別の名称については、住民に両者の違いが十分に理解される限りにおいて、必ずしも地域における呼称までを法律上の「指定緊急避難場所」又は「指定避難所」とすることを求めるものではないが、両者の区別について住民等に混乱が生じないように住民への周知に当たっては工夫・配慮されたい。その上で、従来から各自治体で使用している名称をもって表示することも可能である。（後略）

図表 2-(3)-⑥ 津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）<抜粋>

第 4 章 津波避難ビル等の利用・運営に係る留意点

第 1 節 津波避難ビル等への避難

1. 2 津波避難ビル等の解錠

津波避難ビル等の解錠については、津波避難ビル等の管理者（委託者を含む）、市町村職員、市町村によって依頼された者（町内会、自主防災組織等）等の関係者と協議・確認する。

<基本方針>

(1) 解錠

避難開始のきっかけとなる情報（トリガー情報）を確認した際には、速やかに津波避難ビル等の解錠を行う。なお、解錠は以下のケースによって対応が異なる。

- ・ 施設の管理者による解錠（自動化を含む）が可能な場合
- ・ 施設の管理者による解錠が困難な場合

(2) 緊急時の対応について

円滑に解錠が実施されなかった場合、もしくは困難な場合に備え、緊急的な措置により津波避難ビル等への避難も可能なよう、津波避難ビル等の管理者、市町村、地域住民との間で事前協議を図る。

<解説>

(1) 解錠（利用・運営主体が明確な場合）

解錠については、津波避難ビル等の管理者が常駐している場合としていない場合、それぞれについて解錠方法を明確にしておく。解錠方法については、住民との協議や当該地区の避難住民への周知の徹底を行う。

(a) 施設の管理者による解錠（自動化を含む）が可能な場合

津波避難ビル等の管理者（管理者に委託された者を含む）が解錠を行う。

(b) 施設の管理者による対応が困難な場合

市町村の職員や消防団が鍵を管理し、解錠を行うことが適切であるが、地震発生後の津波避難ビル等への移動に伴う危険性等にも配慮が必要であることから、津波避難ビル等の近隣の町内会、自主防災組織等に鍵の管理・解錠を依頼することも検討する。なお、この場合の鍵の管理等については、自主防災組織、市町村職員、施設管理者等、関係者の間で十分に協議・調整を行う。

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-⑦ 災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）〈抜粋〉

（指定公共機関の防災業務計画）

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-⑧ 四国旅客鉄道株式会社防災業務計画（東南海・南海地震編）（平成 16 年 6 月策定）
〈抜粋〉

第 2 章 防災体制

第 3 節 旅客公衆等に対する体制の整備

1 発災時における旅客公衆等の避難については、地方自治体等の定める避難地とし、その指示、誘導方法を予め定めておくものとする。

2 避難地、避難経路については、地図に明記したものを駅舎等に掲出するものとする。

3～4 （略）

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-⑨ 津波警報等発表時の運転規則等に係る対処要領（平成 17 年 9 月 20 日 JR 四国策定。平成 26 年 12 月 1 日最終改正）＜抜粋＞

9 駅のお客様等の避難誘導及び社員の避難

(1) 駅のお客様等の避難誘導

- ① 駅長は、大津波警報及び津波警報発表時の乗客等の避難先を駅所在地の地方自治体が指定する避難場所とし、避難経路を記載した地図等を駅に掲出するとともに関係社員に周知しておくこと。
- ②～⑤ (略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-⑩ 津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月。津波避難ビル等に係るガイドライン検討会 内閣府政策統括官（防災担当））＜抜粋＞

第 2 章 津波避難ビル等の要件及び留意点

第 2 節 位置的要件

2. 4 避難路・避難経路及び避難方法の確認

津波避難ビル等候補の選定にあたっては、必要に応じて現地踏査等を実施し、避難路・避難経路及び避難方法を確認する必要がある。

(略)

基本方針

(1) 避難路・避難経路の危険性に係る留意点

市町村は、ワークショップや現地調査によって、避難にあたって想定される避難路・避難経路の危険性について確認する。留意すべき危険箇所等が確認された場合は地域住民等に対して周知の徹底を図るとともに、必要な整備を行う。

図表 2-(3)-⑪ 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月。消防庁国民保護・防災部 防災課）＜抜粋＞

第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針

2. 3 避難対象地域の指定等

2. 3. 3 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定

2 避難路、避難経路の指定・設定

ア 市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。

(略)

避難路の機能性の確保	(略) ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。 (略)
------------	---

イ 住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。

図表 2-(3)-⑫ 調査対象 20 市町における津波発生時の指定緊急避難場所等の標識の表示状況

区分		津波発生時における指定緊急避難場所等の標識の表示																合計	
		津波 避難 ビル	津波 避難 タワー	津波 緊急 避難 場所	津波 避難 場所	津波 一時 避難 場所	津波 緊急 避難 地	緊急 避難 場所	地震・ 風水害 避難場 所	地震・ 一般災 害避難 所	災害時 避難場 所	災害 時避 難所	広域 避難 場所	広域 避難 所	避難 場所	避難 階段	避難 路		避難 経路
徳島県	徳島市	27	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	30
	鳴門市	5	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	阿南市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0	11	0	0	0	23
	美波町	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8
	牟岐町	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	小計	40	0	7	0	0	0	0	0	2	7	3	0	1	13	0	0	0	73
香川県	高松市	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	28
	丸亀市	6	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	坂出市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8
	さぬき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	東かがわ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	9
	小計	29	0	0	0	0	0	5	0	0	3	13	0	8	0	0	0	0	58
愛媛県	宇和島市	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	八幡浜市	8	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	西予市	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	伊方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛南町	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10
	小計	19	0	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	45
高知県	高知市	16	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	香南市	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
	須崎市	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	9
	室戸市	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	黒潮町	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5
	小計	16	1	1	10	2	1	1	3	0	0	0	0	0	2	3	1	1	42
合計		104	1	32	11	2	1	6	3	2	7	6	13	1	24	3	1	1	218

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 本表の指定緊急避難場所等の中には、異なる種別の複数の標識が設置されているものや標識の設置されていないものがあることから、現地調査の対象施設数と「小計」欄及び「合計」欄の施設数は、一致しない。

図表 2-(3)-⑬ 津波浸水想定区域内に所在する、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない避難場所及び当該避難場所に最寄りの津波発生時の指定緊急避難場所に設置されている標識の表示内容等

区分		津波浸水想定区域内に所在する、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない避難場所		左記避難場所に最寄りの津波発生時の指定緊急避難場所	
		避難場所名	標識に記載された表示内容	避難場所名	標識に記載された表示内容
徳島県	鳴門市	徳島県鳴門総合運動公園武道館	地震・一般災害避難所	徳島県鳴門総合運動公園体育館	地震・一般災害避難所
	阿南市	阿南商工会議所	避難場所	阿南社会福祉会館	避難場所
		那賀川図書館	災害時避難場所	那賀川中学校	災害時避難場所
		那賀川町民センター	避難場所	那賀川スポーツセンター	避難場所
香川県	坂出市	坂出高等学校	避難場所	坂出商業高等学校	避難場所

(注) 四国行政評価支局及び徳島行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(3)-⑭ 調査対象 20 市町における津波発生時の指定緊急避難場所等の標識、誘導表示の設置状況等

区分	調査対象指定緊急避難場所等	指定緊急避難場所等への誘導表示		避難場所を示す標識の有無				夜間・休日における解錠						
		有	無	有	無	夜間の視認性		解錠方法の表示の可否				解錠方法の表示の有無		
						可	不可	要	否	解錠方法未定	利用不可	有	無	
徳島県	徳島市	35	12	23	31	4	30	0	18	17	0	0	16	2
	鳴門市	14	7	7	8	6	7	1	7	7	0	0	6	1
	阿南市	17	6	11	15	2	15	0	11	5	0	1	2	9
	美波町	17	5	12	6	11	5	1	2	15	0	0	0	2
	牟岐町	17	8	9	4	13	3	1	2	12	3	0	2	0
	小計	100	38	62	64	36	60	3	40	56	3	1	26	14
香川県	高松市	26	0	26	24	2	19	5	20	6	0	0	0	20
	丸亀市	11	2	9	11	0	9	2	9	2	0	0	0	9
	坂出市	11	0	11	8	3	5	3	11	0	0	0	0	11
	さぬき市	12	0	12	2	10	2	0	0	12	0	0	0	0
	東かがわ市	11	0	11	8	3	8	0	11	0	0	0	0	11
	小計	71	2	69	53	18	43	10	51	20	0	0	0	51
愛媛県	宇和島市	16	12	4	11	5	10	1	6	8	1	1	0	6
	八幡浜市	15	8	7	11	4	9	2	1	14	0	0	0	1
	西予市	13	7	6	13	0	5	8	3	10	0	0	0	3
	伊方町	9	5	4	0	9	0	0	2	7	0	0	0	2
	愛南町	10	3	7	10	0	5	5	0	10	0	0	0	0
	小計	63	32	31	45	18	29	16	12	49	1	1	0	12
高知県	高知市	20	14	6	17	3	17	0	7	13	0	0	0	7
	香南市	10	5	5	5	5	1	4	2	8	0	0	0	2
	須崎市	10	10	0	8	2	8	0	3	7	0	0	0	3
	室戸市	10	8	2	3	7	0	3	0	10	0	0	0	0
	黒潮町	10	7	3	5	5	3	2	1	9	0	0	0	1
	小計	60	44	16	38	22	29	9	13	47	0	0	0	13
合計	294	119	175	200	94	161	38	116	172	4	2	26	90	

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「指定緊急避難場所等への誘導表示」欄の「有」は、指定緊急避難場所等の周囲に当該避難場所等への誘導表示（津波発生時の避難場所であることが明記されていないものを含む。）が設置されている指定緊急避難場所等の箇所数、「無」は、指定緊急避難場所等の周囲に当該避難場所等への誘導表示（同）が設置されていない指定緊急避難場所等の箇所数を示す。
- なお、「指定緊急避難場所等への誘導表示」には、愛媛県及び高知県内で郵便ポストに貼付されている津波発生時避難場所シールを含む。
- 3 「避難場所を示す標識の有無」欄の「有」は、指定緊急避難場所等の敷地又は施設（建物）の入口に、当該避難場所等を示す標識（津波発生時の避難場所であることが明記されていないものを含む。）が設置されている指定緊急避難場所等の箇所数、「無」は、指定緊急避難場所等の敷地又は施設（建物）の入口に、当該避難場所等を示す標識（同）

が設置されていない指定緊急避難場所等の箇所数を示す。

- 4 「夜間の視認性」欄の「可」は、指定緊急避難場所等の標識（津波発生時の避難場所であることが明記されていないものを含む。）が設置されている付近に外灯などの照明が設置されていること等から、夜間、当該標識の記載内容を視認できる指定緊急避難場所等の箇所数、「不可」は、指定緊急避難場所等の標識（同）が設置されている付近に外灯などの照明が設置されていないこと等から、夜間、当該標識の記載内容を視認できない指定緊急避難場所等の箇所数を示す。

なお、徳島市の指定緊急避難場所1か所については、夜間、敷地内に立入りできず、避難場所を示す標識の視認性を調査できなかった。

- 5 「解錠方法の表示の要否」欄の「要」は、夜間・休日に施錠されている指定緊急避難場所等（解錠方法が未定のもの及び利用不可のものを除く。）のうち、避難者に対する解錠方法の表示が必要なものの箇所数、「否」は、指定緊急避難場所等のうち、①夜間・休日に施錠されていないもの、②夜間・休日に施錠されているが、i) 外部階段が設置され、避難可能であること、ii) 夜間・休日に職員等（宿直、警備員等）が常駐していること、iii) 地震の揺れにより自動的に解錠することから、避難者に対する解錠方法の表示が不要なものの箇所数、「利用不可」は、指定緊急避難場所等のうち、夜間・休日に利用できないものの箇所数を示す。
- 6 「解錠方法の表示の有無」欄の「有」は、「解錠方法の表示の要否」欄が「要」となっている指定緊急避難場所等のうち、敷地又は施設（建物）の入口に夜間・休日における解錠方法の表示があるものの箇所数、「無」は、当該指定緊急避難場所等のうち、敷地又は施設（建物）の入口に夜間・休日における解錠方法の表示がないものの箇所数を示す。

図表 2-(3)-⑮ 調査対象 20 市町のうち、夜間・休日に施錠されている施設を津波避難ビルに指定している
13 市町において調査対象とした津波避難ビルの夜間・休日における解錠方法

単位：か所

区分	調査対象 津波避難 ビル	津波避難ビルの夜間・休日における解錠方法								
		キーボッ クスの鍵 で解錠	蹴破式扉 を蹴破る	ガラス を割る	錠を壊 す	施設の職員等が 解錠する		地震の揺れ により自動 的に解錠	解錠方 法未定	
						宿直等	その他			
徳島 県	徳島市	21	15	0	0	0	6	0	0	0
	鳴門市	8	5	0	1	0	2	0	0	0
	阿南市	10	1	0	9	0	0	0	0	0
	美波町	4	0	2	0	0	2	0	0	0
	牟岐町	5	0	0	0	0	2	0	0	3
	小計	48	21	2	10	0	12	0	0	3
香 川 県	高松市	23	0	0	0	0	3	20	0	0
	丸亀市	4	0	0	0	0	0	4	0	0
	小計	27	0	0	0	0	3	24	0	0
愛 媛 県	宇和島市	8	0	0	4	0	3	0	0	1
	八幡浜市	7	0	0	2	0	5	0	0	0
	愛南町	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	小計	16	0	0	6	1	8	0	0	1
高 知 県	高知市	13	0	3	1	0	4	3	2	0
	香南市	2	0	1	0	0	0	1	0	0
	須崎市	3	0	2	0	0	0	1	0	0
	小計	18	0	6	1	0	4	5	2	0
合計	109	21	8	17	1	27	29	2	4	

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「調査対象津波避難ビル」は、調査対象とした津波避難ビルのうち、夜間・休日に施錠されているもの（外部階段により避難できるものを除く。）を示す。
- 3 「施設の職員等が解錠する」欄の「宿直等」は、夜間・休日に常駐している職員等（宿直、警備員等）が解錠すること、「その他」は、「宿直等」以外の地震発生時に施設外部にいる職員等が施設に向いて解錠することを示す。

図表 2-(3)-⑯ 夜間・休日の解錠方法を定めていない指定緊急避難場所とその理由

区分		夜間・休日の解錠方法を定めていない施設名	夜間・休日の解錠方法を定めていない理由
徳島県	牟岐町	旧牟岐小学校	解錠方法を定める必要があると認識していたが、検討中のみま定めていなかった。
		牟岐町民体育館	
		牟岐町民センター	
愛媛県	宇和島市	宇和島東高校	<p>学校として生徒及び教職員を対象としたマニュアルは作成しているが、近隣住民を対象としたマニュアルは作成していない。</p> <p>なお、宇和島市は、植木鉢でガラス戸のガラスを割って指定緊急避難場所の施設内に避難するよう地元自治会に説明しているほか、震度5以上の地震が発生した場合に自動解錠するキーボックス（鍵保管庫）を平成27年度中に整備する予定である。</p>

(注) 徳島行政評価事務所及び愛媛行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(3)-⑰ 夜間・休日の避難方法を住民に周知していないことから利用が困難な津波避難ビルとその理由

区分		夜間・休日の避難方法を住民に周知していないことから利用が困難な津波避難ビル	夜間・休日の避難方法	夜間・休日の避難方法を住民に周知していない理由
愛媛県	八幡浜市	西宇和農業協同組合本店	住民等がガラス戸のガラスを割って施設に避難する。	津波避難ビルの安全管理のため。

(注) 愛媛行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(3)-⑩ 集客施設（JR四国の駅以外）から指定緊急避難場所等への誘導表示の表示状況

区分	集客施設	誘導表示の有無（表示箇所数）	誘導表示の表示内容、掲示位置（場所）等が不適切な事例						
			津波発生時の避難場所ではない施設が表示されているもの	津波発生時の避難場所であることが明記されていないもの	最寄りではない遠くの避難場所が表示されているもの	複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの	避難経路が表示されていないもの	誘導表示のサイズが小さく（A4版以下）見づらいもの	集客施設の見づらい位置（場所）に掲示されているもの
徳島県	鳴門市 徳島県鳴門総合運動公園（体育館）	×	—	—	—	—	—	—	—
	阿南市 道の駅公方の郷なかがわ	○ (1)	—	○ (1)	—	—	○ (1)	—	—
	美波町 道の駅日和佐	×	—	—	—	—	—	—	—
香川県	高松市 玉藻公園	×	—	—	—	—	—	—	—
	さぬき市 道の駅津田の松原	×	—	—	—	—	—	—	—
	観音寺市 道の駅琴弾	○ (1)	—	—	—	—	○ (1)	—	○ (1)
愛媛県	宇和島市 道の駅うわじまきさいや広場	○ (1)	—	○ (1)	○ (1)	—	—	○ (1)	—
	八幡浜市 道の駅八幡浜みなと	×	—	—	—	—	—	—	—
	愛南町 道の駅みしょうMIC	○ (1)	○ (1)	—	—	—	—	—	○ (1)
	南国市 高知空港	○ (1)	—	—	—	—	—	—	—
	香南市 道の駅やす	○ (2)	○ (1)	—	—	○	—	—	—

区分	集客施設	誘導表示の有無（表示箇所数）	誘導表示の表示内容、掲示位置（場所）等が不適切な事例						
			津波発生時の避難場所ではない施設が表示されているもの	津波発生時の避難場所であることが明記されていないもの	最寄りではない遠くの避難場所が表示されているもの	複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの	避難経路が表示されていないもの	誘導表示のサイズが小さく（A4版以下）見づらいもの	集客施設の見づらい位置（場所）に掲示されているもの
高知県	須崎市 道の駅かわうその里すさき	○ (3)	—	—	○ (1)	○	○ (2)	—	—
	室戸市 道の駅キラメッセ室戸（鯨館、食遊・楽市）	×	—	—	—	—	—	—	—
	黒潮町 道の駅ビオスおおがた	○ (1)	—	—	—	—	○ (1)	—	—
合計	14	8 (11)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	4 (5)	1 (1)	2 (2)

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「集客施設」欄の施設は、いずれも津波浸水想定区域内に所在する。


3 「誘導表示の有無（表示箇所数）」欄の「○」は、集客施設に津波発生時の避難場所であることが明記されている誘導表示が掲示されていること、「×」は、集客施設から避難場所への誘導表示が掲示されていないことを示す。

また、「道の駅かわうその里すさき」の「表示箇所数」3か所には、須崎市の設置した誘導表示1か所が含まれる。

4 各欄の（ ）内は、誘導表示の箇所数を示す。

5 「合計」欄の裸数字は、施設数を示す。

図表 2-(3)-⑱ 集客施設（JR四国の駅以外）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例＜抜粋＞

区分	集客施設	誘導先の避難場所	誘導先の適否	集客施設（JR四国の駅以外）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例	
愛媛県	宇和島市	道の駅うわじまきさいや広場	住吉公園（住吉山公園）	△	<p>・住吉公園（住吉山公園）は、津波浸水想定区域外にあり、津波避難目標地点に指定されているが、最寄りの指定緊急避難場所ではない。</p> 
		道の駅みしょうMIC	平城小学校	×	
	一ノ宮神社		×		
	自在園バス停付近		○		
	愛南町	道の駅みしょうMIC	特別養護老人ホーム自在園駐車場	△	
自在園バス停付近			○		

区分	集客施設	誘導先の避難場所	誘導先の適否	集客施設（ＪＲ四国の駅以外）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例
高知県	須崎市 道の駅かわうその里すさき	岡本斎場登り口	○	<p>・道の駅かわうその里すさきに津波避難場所に関する表示が複数設置されているが、誘導先が異なっている。</p> <p>なお、道の駅かわうその里すさきの最寄りの津波避難場所は「岡本斎場登り口」である。</p>
		須崎斎場	△	



須崎市が設置している誘導表示



道の駅が設置している誘導表示

- (注) 1 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 本表の集客施設は、いずれも津波浸水想定区域内に所在している。
- 3 本表の「指定緊急避難場所」は、津波発生時の指定緊急避難場所を示す。
- 4 「誘導先の適否」欄の「○」は、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されている最寄りの避難場所、「△」は、指定緊急避難場所に指定されているが、最寄りではない避難場所、「×」は、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない（指定を解除された）施設を示す。

図表 2-(3)-⑳ 集客施設（JR四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示の表示状況

区分	集客施設	誘導表示の有無	津波発生時の避難場所の表示箇所数	誘導表示の表示内容が不適切な事例			
				津波以外の災害に係る避難場所の誘導表示にその旨明記されておらず紛らわしいもの	津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない施設が避難場所として表示されているもの	最寄りではない避難場所が表示されているもの	複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの
徳島県	徳島市	J R 徳島駅	○ 1 < 0 >	—	—	○ (1)	—
	阿南市	J R 阿南駅	○ 1 < 1 >	○ (1)	○ (1)	○ (1)	—
	美波町	J R 日和佐駅	○ 2 < 0 >	—	—	○ (1)	○
	牟岐町	J R 牟岐駅	○ 2 < 0 >	—	—	—	—
香川県	高松市	J R 昭和町駅	○ 1 < 1 >	○ (1)	—	—	—
		J R 木太町駅	○ 1 < 1 >	○ (1)	—	—	—
	丸亀市	J R 丸亀駅	× 0 < 1 >	○ (1)	—	—	—
		J R 讃岐塩屋駅	○ 1 < 1 >	○ (1)	—	—	—
	坂出市	J R 坂出駅	× 0 < 1 >	○ (1)	—	—	—
	さぬき市	J R 志度駅	○ 1 < 1 >	○ (1)	○ (1)	—	—
	東かがわ市	J R 讃岐白鳥駅	× 0 < 1 >	○ (1)	—	—	—
	三豊市	J R みの駅	○ 1 < 1 >	○ (1)	—	—	—
	観音寺市	J R 観音寺駅	○ 1 < 0 >	—	—	—	—
多度津町	J R 海岸寺駅	○ 1 < 0 >	—	—	—	—	

区分	集客施設	誘導表示の有無	誘導表示の表示内容が不適切な事例					
			津波発生時の避難場所の表示箇所数	津波以外の災害に係る避難場所の誘導表示にその旨明記されておらず紛らわしいもの	津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない施設が避難場所として表示されているもの	最寄りではない避難場所が表示されているもの	複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの	
愛媛県	宇和島市	J R 宇和島駅	○	2 < 1 >	○ (1)	—	○ (1)	—
		J R 伊予吉田駅	○	1 < 1 >	○ (1)	—	—	—
	八幡浜市	J R 八幡浜駅	○	1 < 1 >	○ (1)	—	—	—
高知県	高知市	J R 高知駅	×	0 < 1 >	○ (1)	—	—	—
合計		18	14	17 < 13 >	13 (13)	2 (2)	4 (4)	1

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「集客施設」欄の駅は、いずれも津波浸水想定区域内に所在する。

3 「誘導表示の有無」欄の「○」は、集客施設に津波発生時の避難場所であることが明記されている誘導表示が掲示されていること、「×」は、集客施設から避難場所への誘導表示が掲示されていないことを示す。

「津波発生時の避難場所の表示箇所数」欄の裸数字は、津波発生時の避難場所であることが明記されている誘導表示の表示箇所数、また、< >内は、津波以外の災害に係る避難場所の誘導表示の表示箇所数を示したものである。


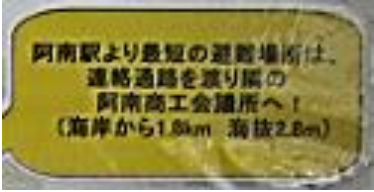

4 「誘導表示の表示内容が不適切な事例」の各欄の裸数字は、各事例に該当する施設数（駅数）、また、()内は、各事例に該当する誘導表示の表示箇所数を示す。




5 「津波発生時の指定緊急避難場所等に指定されていない施設が避難場所として表示されているもの」には、誘導表示が作成された時点では、津波発生時の避難場所であったが、その後、指定が解除され、指定緊急避難場所等でなくなったものを含む。


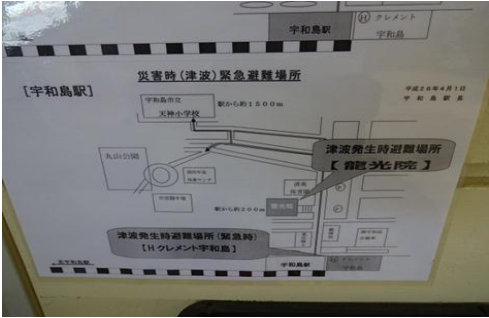
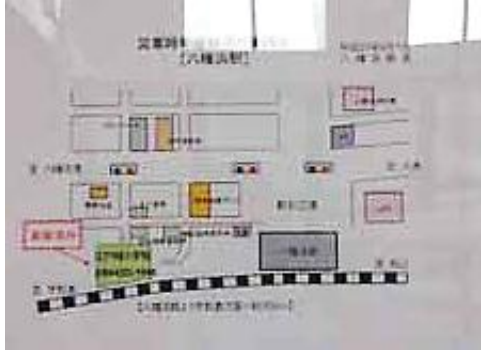
6 「最寄りではない避難場所が表示されているもの」には、誘導表示が作成された時点では、最寄りの避難場所であったが、その後、当該避難場所よりも近くにある施設が新たに避難場所に指定されたため、最寄りの避難場所ではなくなったものを含む。


7 「複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの」の「複数の誘導表示」とは、津波発生時の避難場所であることが明記されている複数の誘導表示を示す。

図表 2-(3)-㉑ 集客施設（JR四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例＜抜粋＞

区分	集客施設	誘導先の避難場所	誘導先の適否	集客施設（JR四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例		
徳島県	徳島市	J R 徳島駅	内町小学校	△	<ul style="list-style-type: none"> 誘導表示に避難場所として記載されている内町小学校は、誘導表示が作成された時点では、最寄りの避難場所（津波避難ビル）であったが、その後、当該避難場所よりも近くにある徳島クレメントプラザが、避難場所（津波避難ビル）に指定されたため、最寄りの避難場所でなくなった。 	 <p>津波・地震等災害時の避難場所 <徳島駅> 指定避難場所 徳島 内町小学校 徒歩8分(320m) 徒歩10分(370m) この駅の標高は 海抜2.2m</p>
		J R 阿南駅	阿南商工会議所	×	<ul style="list-style-type: none"> J R 阿南駅西口側に設置された誘導表示に最寄りの避難場所として記載された阿南商工会議所は、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない。 	 <p>阿南駅より最短の避難場所は、 連絡通路を渡り隣の 阿南商工会議所へ！ (海岸から1.5km 海抜2.8m)</p>
	阿南市		富岡公民館	△	<ul style="list-style-type: none"> J R 阿南駅西口側に設置された誘導表示に避難場所として記載されている富岡公民館は、誘導表示が作成された時点では、最寄りの避難場所であったが、その後、当該避難場所よりも近くにある阿南福祉会館が避難場所（津波避難ビル）に指定されたため、最寄りの避難場所でなくなった。 	 <p>津波・地震等災害時の避難場所 <阿南駅> 指定避難場所 徳島 富岡公民館 徒歩14分(1.1km) 徒歩15分(1.2km) この駅の標高は 海抜3.1m</p>

区分	集客施設	誘導先の避難場所	誘導先の適否	集客施設（JR四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例		
美波町	JR日和佐駅	薬王寺	△	<ul style="list-style-type: none"> 誘導表示（2か所）のうち、1か所に記載された避難場所は、最寄りの津波発生時の指定緊急避難場所の高台墓地（桧鼻墓地）ではなく、薬王寺である。 誘導表示（2か所）に記載されている津波発生時の避難場所は、それぞれ薬王寺、高台墓地（桧鼻墓地）となっており、異なっている。 		
		高台墓地（桧鼻墓地）	○			
香川県	さぬき市	JR志度駅	志度高校	×	<ul style="list-style-type: none"> 誘導表示に避難場所として記載されている志度高校は、誘導表示が作成された時点では、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていたが、その後、指定が解除されている。 	

区分	集客施設	誘導先の避難場所	誘導先の適否	集客施設（J R 四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例		
愛媛県	宇和島市	J R 宇和島駅	龍光院	△	<ul style="list-style-type: none"> 津波発生時の避難場所を示す誘導表示2か所のうち、1か所に避難場所として記載されている龍光院（津波緊急避難場所）は、誘導表示が作成された時点では、最寄りの避難場所であったが、その後、当該避難場所よりも近くにあるホテルクレメント宇和島が、避難場所（津波避難ビル）に指定されたため、最寄りの避難場所でなくなった。 	 
			ホテルクレメント宇和島	○		
		天神小学校	△			
	八幡浜市	J R 八幡浜駅	(江戸岡小学校)	—	<ul style="list-style-type: none"> 津波以外の災害に係る誘導表示として、「災害時緊急避難場所案内図」を掲示しており、津波発生時の避難場所に係る誘導表示と紛らわしいことから、当該案内図に記載された避難場所を津波発生時の避難場所と誤解するおそれがある。 	

区分		集客施設	誘導先の避難場所	誘導先の適否	集客施設（JR四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例
高知県	高知市	JR高知駅	(江ノ口小学校)	—	<p>・津波以外の災害に係る誘導表示を掲示しており、津波発生時の避難場所に係る誘導表示と紛らわしいことから、当該案内図に記載された避難場所を津波発生時の避難場所と誤解するおそれがある。</p> 

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「集客施設」欄及び「誘導先の避難場所」欄の網掛けは、当該施設が、津波浸水想定区域内にあることを示す。
- 3 「誘導先の避難場所」欄の（ ）内は、地震以外の災害に係る誘導表示に記載されている避難場所を示す。
- 4 「誘導先の適否」欄の「○」は、津波発生時の指定緊急避難場所等に指定されている最寄りの避難場所、「△」は、津波発生時の指定緊急避難場所等に指定されているが、最寄りではない避難場所、「×」は、津波発生時の指定緊急避難場所等に指定されていない施設、「—」は、津波以外の災害に係る誘導表示に記載されている避難場所であることから、津波発生時の避難場所としての適否を記載しない避難場所を示す。

図表 2-(3)-㉔ 「高知空港津波避難計画」(平成 24 年 4 月 26 日制定。平成 27 年 5 月 15 日改訂)

6. その他

6. 1 空港運用時間外の避難対策

(略)

6. 2 災害時要援護者(災害弱者)の避難対策

災害時要援護者については、以下の方法により避難を支援する。

【災害時要援護者の避難支援】

情報面	英・韓・中国語、ひらがなの案内板の掲示
行動面	空港スタッフが可能な限り以下の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りや身体障害者の歩行支援 ・外国人への通訳やジェスチャーによる避難支援
地理不案内等	矢印等で避難方向が一目でわかる案内板の掲示

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(3)-㉓ 高知空港ターミナルビル内に設置されている避難スペース（屋上デッキ）への誘導表示

<p>【到着口】</p> 	<p>【階段】</p> 
<p>【階段及び上り口】</p> 	<p>【搭乗待合室付近】</p> 
<p>【屋上への階段前】</p> 	<p>【屋上への階段（エレベーター前）】</p> 

(注) 高知行政評価事務所の調査結果による。





図表 2-(3)-㉔ 指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示の表示状況

区分	誘導表示の基数	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例											
		避難場所の名称が表示されていないもの	避難場所の誤った名称が表示されているもの	津波発生時の避難場所であることが明記されていないもの	不適切な避難場所が表示されているもの	最寄りではない遠くの避難場所が案内されているもの	避難場所までの距離が表示されていないもの	津波避難場所と異なる図記号が表示されているもの	同一地点の複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの	避難場所の方向が表示されていないもの	避難場所の方向が誤って表示されているもの	ハザードマップと異なる避難経路が表示されているもの	
徳島県	鳴門市	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0
	牟岐町	4	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
香川県	丸亀市	2	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0
愛媛県	八幡浜市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西予市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	愛南町	5	2	0	5	2	0	4	3	0	0	0	0
高知県	香南市	4	0	0	0	2	1	4	0	1	1	0	0
	須崎市	13	0	4	0	0	6	10	0	1	2	1	1
	室戸市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	黒潮町	3	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0
合計		36	8	5	5	5	14	25	3	3	5	2	1

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「誘導表示の基数」とは、「指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例」に該当する誘導表示の基数（実数）を示す。
- 3 「指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例」に係る各欄（「同一地点の複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの」を除く。）は、当該事例に該当する誘導表示の基数を示す。また、「同一地点の複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの」は、当該事例に該当する箇所数を示す。
- 4 「不適切な避難場所が表示されているもの」とは、指定緊急避難場所等に指定されていない施設を表示しているものを示す。



図表 2-(3)-㉔ 指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例
徳島県 鳴門市	妙見山公園	鳴門市	<p>立岩地区の林崎小学校（津波避難ビル）近くの交差点のカーブミラーに設置されている誘導標識には、最寄りの同小学校（同小学校までの距離：約 50m）ではなく、指定緊急避難場所の妙見山公園が記載（「妙見山まで北西へ 140m」）されている。</p>  
	鳴門高校 撫養小学校	鳴門市	<p>斎田地区にある中央保育所と撫養幼稚園は、幅約 6 m の市道を挟んで所在しているが、当該市道の同保育所側に設置されている誘導標識には、「鳴門高校まで北へ 170m」、また、当該市道の同幼稚園側に設置されている誘導標識には、「撫養小学校まで南へ 80m」と記載され、保育所側に設置されている誘導標識に最寄りの津波避難ビル（撫養小学校）が記載されていないことから、住民等が混乱するおそれがある。</p> 

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例
牟岐町	山戸地区高台1及び2	牟岐町	<p>川長地区の牟岐町海の総合文化センター裏の駐車場に設置されている誘導表示4基は、いずれも避難場所の名称が記載されていない。</p> <p>また、当該誘導表示のうち、2基は、最寄りの津波避難ビルである総合文化センターではなく、山戸地区にある指定緊急避難場所2か所（山戸地区高台1及び2）を案内している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p>最寄りではない遠くの避難場所を案内している誘導表示（2基）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p>最寄りの避難場所を案内している誘導表示（2基）</p>
香川県 丸亀市	城北小学校	丸亀市	<p>富士見団地西側の市道に設置されている避難所への誘導表示には、避難所への方向及び距離が記載されていない上、最寄りの津波避難ビル（市営富士見団地）とは異なる指定緊急避難場所（城北小学校）が記載されている。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
香川県 丸亀市	城乾小学校	丸亀市	<p>藤井学園北側の市道に設置されている避難所への誘導表示には、避難所への方向及び距離が記載されていない上、最寄りの津波避難ビル（藤井学園ユリーカホール）とは異なる指定緊急避難場所（城乾小学校）が記載されている。</p> <div style="text-align: center;">  </div>

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例		
愛媛県	八幡浜市	大平自治公民館跡地	八幡浜市	<p>大平自治公民館・浜っ子共同作業所付近に設置されている誘導標識には、津波一時避難場所の名称「大平自治公民館跡地」が誤って、「大平公民館」と記載されている。</p>	
	西予市	2区農道（朝立山口線）	西予市	<p>指定緊急避難場所の進入口に設置されている誘導標識には、避難場所の名称及び距離が記載されていない。</p>	
	愛南町	特別養護老人ホーム自在園	愛南町	<p>メゾン楚下前交差点付近に設置されている誘導標識には、J I S規格の認定を受けている津波避難場所の図記号ではなく、広域避難場所の図記号が使用されている上、距離が記載されていない。</p>	
	愛南町	平城小学校船越方面高台	愛南町	<p>県道 293 号線沿いのダイレックス愛南店前付近に設置されている誘導標識には、指定緊急避難場所に指定されていない「船越方面高台」が記載されている。</p> <p>また、J I S規格の認定を受けている津波避難場所の図記号ではなく、広域避難場所の図記号が記載されている上、距離が記載されていない。</p>	

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例	
	国道 56 号線高台	愛南町	<p>国道 56 号沿いの(有丸孝水産前交差点付近)に設置されている誘導標識には、指定緊急避難場所に指定されていない「国道 56 号線高台」が記載されている。</p> <p>また、J I S 規格の認定を受けている津波避難場所の図記号ではなく、広域避難場所の図記号が記載されている。</p>	
	須ノ川若宮神社	愛南町	<p>中実川沿いの道路付近に設置されている、須ノ川若宮神社(指定緊急避難場所)へ誘導している標識には、避難場所の名称及び距離が記載されていない。</p>	
高知県	香南市 よしかわ駅 古川山	香南市	<p>よしかわ駅の敷地内に、「津波一時避難施設」として「よしかわ駅」に誘導する表示(香南市設置)と、「津波避難施設」として「古川山」に誘導する表示(旧吉川村設置)が並んで設置されており、避難者を混乱させるおそれがある。</p> <p>また、避難場所(津波避難施設等)までの距離が記載されていない。</p>	

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例	
	新浜緑地公園から本生寺周辺	香南市	<p>誘導表示に表示されている「新浜緑地公園から本生寺周辺」は、現在、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない。 また、避難場所までの距離が記載されていない。</p>	
	辰ノ口避難地	香南市	<p>月見山敷地東側に「津波緊急避難地 辰ノ口避難地」の誘導表示が設置されているが、現在、「辰ノ口避難地」は、津波避難場所に指定されていない。 また、避難場所までの方向及び距離が記載されていない。</p>	



区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例
須崎市	須崎中学校裏 中学校裏 岡本1区下組	須崎市 須崎高校	<p>道の駅かわうその里すさきからの避難経路上（斎場登り口までの間）に設置されている表示の避難施設名（誘導先）が異なっている。</p> <p>また、「須崎中学校裏」、「中学校裏」及び「岡本1区下組」と表示される避難場所は、いずれも須崎市ハザードマップで「斎場登り口」と記載される場所に誘導するものであり、誤った名称が記載されている上、避難場所までの距離が記載されていない。</p>





区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例	
	糺鴨神社経由 裏山 城山公園	須崎市	<p>高知県須崎総合庁舎近くに設置されている誘導表示には、最寄りの津波避難場所は「糺鴨神社経由裏山」と記載されているが、最寄りの津波避難場所は「高知県須崎総合庁舎」である上、避難場所までの方向及び距離が記載されていない。</p> <p>また、高知県須崎総合庁舎近くの交差点に設置されている誘導表示の誘導先が「城山公園」となっているが、最寄りの津波避難場所は、「高知県須崎総合庁舎」である上、避難場所までの距離が記載されていない。</p>	 
	城山公園 糺鴨神社経由 裏山	須崎市	<p>高知県須崎第2総合庁舎付近に設置されている誘導表示には、最寄りの津波避難場所は「城山公園」又は「糺鴨神社経由裏山」と表示されているが、最寄りの津波避難場所は「高知県須崎第2総合庁舎」である。</p> <p>また、「糺鴨神社経由裏山」と表示された誘導表示には、当該避難場所までの距離が記載されていない。</p>	 

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例	
	城山公園	須崎市	<p>須崎第2地方合同庁舎付近に設置されている誘導表示には、最寄りの津波避難場所は「城山公園」と表示されているが、最寄りの津波避難場所は「須崎第2地方合同庁舎」である。</p>	
	城山トンネル方向	須崎市	<p>「城山トンネル方向」への誘導表示が同一地点に2基設置されているが、誘導方向が異なっている。 また、避難場所までの距離が記載されていない。</p>	

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例
	忠魂墓地 多ノ郷平和公園	須崎市	<p>誘導表示に記載された津波避難場所の名称が「多ノ郷平和公園」の別の名称の「忠魂墓地」となっている。</p> <p>敷地西側入口への避難経路について、須崎市ハザードマップで示される経路と、現地に設置されている誘導表示の経路が異なっている。現地に設置されている誘導表示は、「須崎勤労者体育センター」敷地内を通る経路となっている。</p> <p>また、避難場所までの距離が記載されていない。</p> <div data-bbox="1509 284 1989 612" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1438 635 2063 1023" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1429 1062 2058 1174" data-label="Text"> <p>→ : 誘導表示による避難経路 → : 市ハザードマップによる避難経路</p> </div>

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例	
室戸市	—	室戸市	<p>室戸中学校周辺の市道に誘導表示が設置されているが、津波避難場所の名称及び距離が記載されていない。</p> <p>また、矢印は、最寄りの津波避難場所（室戸中学校、避難場所⑩等）とは別の方向を示しており、矢印に従って進むと、津波による浸水（3～5m）が想定されている別の場所（八王子宮等）に誘導される。</p>	
黒潮町	お寺裏町道	黒潮町	<p>横浜地区津波避難タワー近くに設置されている誘導表示は、最寄りの同津波避難タワーではなく、別の津波避難場所（「お寺裏町道」）を表示している。</p> <p>また、津波避難場所までの距離が記載されていない。</p>	

区分	誘導先の避難場所	整備者	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例	
	弘野団地集会所	黒潮町	津波避難場所までの誘導表示に距離が記載されていない。	
	ふるさと総合センター	黒潮町	<p>誘導表示に記載されているのは、浜の宮地区津波避難タワーではなく、現在は、津波避難場所に指定されていない施設（ふるさと総合センター）である。</p> <p>また、津波避難場所までの誘導表示に距離が記載されていない。</p>	

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(3)-㉔ 八幡浜市における津波避難場所の誘導表示



(注) 愛媛行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(3)-㉞ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）〈抜粋〉

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 第 3 項～第 5 項 （略）

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

第 2 項 （略）



(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。




図表 2-(3)-㉔ 避難路・避難経路の整備及び管理の実施状況

区分	避難路・避難経路に繋がる避難場所又は避難路の名称	避難経路設定・管理者又は施設整備者	避難路・避難経路の整備、管理等が不適切な事例					
			避難路・避難経路に手摺等が設置されていないもの	避難路・避難経路に照明がないもの	避難路・避難経路に雑草が繁茂しているもの	避難階段に設置された照明を点灯するためのボタンが雑草に紛れて見づらいもの	蹴破式扉の前のスペースが狭く、蹴破る際に転落のおそれのあるもの	
徳島県	鳴門市	妙見山公園	鳴門市	—	○	—	—	—
	美波町	うみがめ荘裏にある県道 25 号線	美波町	—	○	—	—	—
高知県	須崎市	須崎斎場	須崎市	○	○	—	—	—
	室戸市	室戸地区避難場所③(室戸阿南国定公園)	室戸市	○	○	—	—	—
		室戸地区避難場所④(展望台)		○	○	—	—	—
		高岡地区避難場所(アクアファーム西)		○	○	—	—	—
		高岡地区避難場所⑰(シレストむろと西)		—	○	○	—	—
	黒潮町	横浜トンネル東口緊急避難路	中村河川国道事務所	—	—	○	—	—
		白浜地区緊急避難路		—	○	○	○	—
灘地区緊急避難路		○		—	○	—	○	
合計			5	8	4	1	1	

(注) 1 徳島行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
 2 各欄の「○」は、当該避難路・避難経路が、当該事例に該当していることを示す。



図表 2-(3)-㉑ 避難路・避難経路の整備、管理等が不適切な事例

区分	避難路・避難経路の繋がる避難場所等	経路設定者 又は管理者	避難路・避難経路の整備、管理等が不適切な事例
徳島県 鳴門市	妙見山公園	鳴門市	<p>鳴門市川東地区の市道沿いには、八幡神社を經由して妙見山公園（指定緊急避難場所）の登り口に至る二つの避難経路があり、両避難経路は、同神社境内の裏で合流し、当該登り口に繋がっているが、当該登り口から同公園までの避難経路には、急な階段や段差があるにもかかわらず、夜間照明（外灯）が設置されていないことから、夜間の通行に支障がある。</p> <p>○ 徳島県（とくしまゼロ作戦課）の意見 鳴門市の避難経路の整備については、当県において、避難路の整備や防災拠点の充実を図るため、県単独の補助制度を創設しているので、必要に応じて本制度を活用し、避難路等の充実等に努めてほしい。</p> <p>○ 鳴門市（危機管理課）の意見 本件の避難経路は、当市が管理所有するものではなく、また、遊歩道等として日常的に利用されることがないため、外灯を設置するに至っていない。妙見山公園周辺には、本件の避難経路以外にも避難経路があることから、本件の避難経路については、地元で日中の避難に有効な避難経路とされているが、夜間の避難時に本件の避難経路を使用するかどうかについては、地元住民との間で意思の共有が図れていない。このため、本件の避難経路については、今後、地元住民との間で夜間の使用について、意思の共有を図った上で、必要に応じて、外灯を設置するなどの対策を講じることとしたい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

美波町	うみがめ荘裏にある県道 25 号線	美波町	<p>ウミガメの産卵地として有名であり、付近にうみがめ荘、うみがめ博物館などの集客施設がある大浜海岸の周辺地域では、うみがめ荘裏にある県道 25 号線が指定緊急避難場所に指定されている。</p> <p>しかし、大浜海岸から階段を上り県道 25 号線に至る避難経路には、誘導標識が設置されていない上、美波町がウミガメ産卵に係る保護規制として夜間照明を規制していることから、外灯が設置されておらず、夜間の通行に支障がある。</p> <p>なお、美波町は、今後、大浜海岸の近くにある旧日和佐高校グラウンド跡地に津波避難タワーを整備するほか、同海岸から少し離れた場所に同タワーへの誘導灯を整備する予定（具体的な時期は未定）としている。</p> <p>○ 美波町（消防防災課）の意見</p> <p>ウミガメは光る物に敏感に反応し、産卵に支障が生じることから、産卵期間（5月～8月）には、1日24時間体制で、常時、ウミガメの監視に当たる監視員を配置しており、当該期間には、津波発生時の夜間の避難誘導について、監視員が対応することとしたい。</p>	 <p>美波町が指定緊急避難場所とする「うみがめ荘裏の県道」</p> <p>「うみがめ荘裏の県道」に通じる階段</p>  

高知県	須崎市	須崎斎場	須崎市	「斎場登り口」から「須崎斎場」に続く市道に出るまでの避難路は、急傾斜地であるが、避難路に照明灯、手摺及び転落防止柵が設置されていない。	
	室戸市	室戸岬地区避難場所③ (室戸阿南海岸国定公園)	室戸市	避難路に照明灯が設置されていないため、段差の有無など避難路の状態を確認することができず、円滑な避難が困難となるおそれがある。 また、避難路に手摺や転落防止柵が整備されていない。	

室戸市	室戸岬地区避難場所④ (展望台)	室戸市	<p>避難路（階段及びスロープ）に手摺が設置されていない。</p> <p>また、避難路に照明灯が設置されていないため、段差の有無など避難路の状態を確認することができず、円滑な避難が困難となるおそれがある。</p>	 
	高岡地区避難場所⑨ (アクアファーム西)	室戸市	<p>避難路に水路が隣接しているが、道幅が狭く、転落防止柵が設置されていないため、転落するおそれがある。</p> <p>また、避難路に照明灯が設置されていないため、段差の有無など避難路の状態を確認することができず、円滑な避難が困難となるおそれがある。</p>	

黒潮町	高岡地区避難場所⑰ (シレストむろと西)	室戸市	<p>津波避難場所への北側の避難路は舗装されておらず、雑草が繁茂している。</p> <p>また、避難路に照明灯が設置されていないため、段差の有無など避難路の状態を確認することができず、円滑な避難が困難となるおそれがある。</p>	
	横浜トンネル東口緊急避難路	中村河川国道事務所	<p>繁茂した雑草がトンネルの上に繋がる避難階段に覆いかぶさっており、通行に支障がある。</p>	

		白浜地区緊急 避難路	中村河川国 道事務所	<p>繁茂した雑草が避難階段への通路に覆いかぶさっており、通行に支障がある。また、当該箇所には、照明灯も設置されていないことから、夜間の通行にも支障がある。</p> <p>避難階段に設置された照明を点灯するためのボタンの位置が雑草に紛れており、夜間に見つけることができないおそれがある。</p>	 
--	--	---------------	---------------	---	--

	<p>灘地区緊急避難路</p>	<p>黒潮町 中村河川国道事務所</p>	<p>国道 56 号から避難階段入口までの階段状の通路（黒潮町の町道）には、傾斜が急であるにもかかわらず、手摺が設置されていない。</p> <p>また、避難階段部分には、繁茂した雑草が避難階段に覆いかぶさっており、通行に支障がある。</p> <p>蹴破式扉の前のスペースが狭く（幅約 105 cm）、蹴破る際に、誤って転落するおそれがある。</p>	
				

(注) 徳島行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。




図表 2-(3)-㊦ 避難場所案内図における避難場所の表示状況




区分	案内図の名称	不適切な案内図の設置箇所数	避難場所案内図等の表示内容等が不適切な事例				
			津波避難場所の一部が表示されていないもの	不適切な避難場所が表示されているもの	津波発生時の避難場所であることが明記されていないもの	案内図の塗装が劣化して判読できないもの	
徳島県	徳島市	災害時の避難場所案内図	3	0	0	3	0
	阿南市	避難場所案内図	2	0	2	2	0
		市指定避難場所の案内図	2	0	2	2	0
	美波町	避難場所案内図	3	0	3	3	0
愛媛県	八幡浜市	避難場所案内図	2	2	0	0	0
	伊方町	伊方町避難所MAP	1	1	0	0	0
	愛南町	避難場所等案内図	1	1	1	0	0
高知県	高知市	種崎地区緊急避難場所	1	1	1	0	0
	香南市	吉川村津波避難誘導MAP	1	1	0	0	0
		津波避難場所	1	0	1	0	0
	黒潮町	津波緊急避難場所	3	2	1	0	1
合計		20	8	11	10	1	

(注) 1 徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「不適切な避難場所が表示されているもの」とは、指定緊急避難場所に指定されていない施設を表示しているものを示す。

図表 2-(3)-① 避難場所案内図における避難場所の表示内容等が不適切な事例



区分	案内図等の名称	調査対象案内図等の設置場所	避難場所案内図における避難場所の表示内容等が不適切な事例	
徳島市	災害時の避難場所案内図	川内町民会館	「災害時の避難場所」と記載されているのみであり、津波発生時の指定緊急避難場所か否か明記されていない。	
		渭北コミュニティセンター		
		津田コミュニティセンター		
徳島県 阿南市	避難場所案内図	那賀川スポーツセンター	「(市指定) 避難場所」と記載されているのみであり、津波発生時の指定緊急避難場所か否か明記されていない。 また、避難場所の一部に津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていないものが記載されており、住民等が誤って当該避難場所に避難するおそれがある。	 
	市指定避難場所の案内図	那賀川公民館		
		富岡公民館		

美波町	避難場所案内図	美波町役場	<p>「避難場所」と記載されているのみであり、津波発生時の指定緊急避難場所か否か明記されていない。</p> <p>また、美波町役場に設置されている避難場所案内図では、現在、ヘリポートとなっている旧日和佐高校、別の場所に移転している旧日和佐中学校が案内されており、案内図の更新・修正が行われていない。</p>	 
		日和佐グラウンド		
		日和佐公民館		
愛媛県 八幡浜市	避難場所案内図	八幡浜市保健福祉総合センター	避難場所案内図に記載された津波避難場所が更新されていない。	
		白浜公民館・テニスコート前歩道		

伊方町	伊方町避難所MAP	天理教伊方分教会前道路	伊方町は、原子力災害時の避難を目的とした「伊方町避難所MAP」を設置し、同MAPに「津波（地震）の場合」の対処方法を明記しているにもかかわらず、津波避難場所が更新されていない。	
愛南町	避難場所等案内図	愛南町役場御荘支所	<p>平成 27 年 3 月の見直しにより、津波発生時の指定緊急避難場所でなくなった御荘保育所グラウンド、平城小学校グラウンド及び南宇和高校グラウンドが、津波一時避難場所として記載されている。</p> <p>また、伊予銀行愛南寮、グループホーム福寿草前等の津波発生時の指定緊急避難場所が、津波一時避難場所として記載されていない。</p>	

高知県	高知市	種崎地区緊急避難場所	種崎地区津波避難センター内	敷地内（施設北側）に設置されている「種崎地区緊急避難場所」案内標識（地図）の記載内容について、①津波避難場所ではない「高知港湾・空港整備事務所」が津波避難場所として記載されている、②平成26年3月に完成した「種崎公園津波避難タワー」が記載されていない。	
	香南市	吉川村津波避難誘導MAP	よしかわ駅付近	旧吉川村（現香南市）が、よしかわ駅の敷地内に津波避難誘導マップを設置しているが、「よしかわ駅」が津波避難場所であることが表示されていない。	

		津波避難場所	道の駅やす付近	津波避難場所に指定されていない「道の駅やす」及び「夜須駅」が表示されている。	
黒潮町		津波緊急避難場所	休憩所（灘地区）	黒潮町が整備した津波避難ハザードマップに近隣の津波避難施設の位置が示されているが、国道56号法面に整備された津波避難施設は表示されていない。	

黒潮町	津波緊急避難場所	国道 56 号脇の擁壁 (道の駅ビオスおがた付近)	国道 56 号脇の擁壁に、「弘野団地集会所」を含む近隣の津波避難施設の位置を示した津波緊急避難場所の案内図が設置されているが、当該案内図の塗装が劣化し、判読ができない。	
	津波緊急避難場所	入野県立自然公園付近 (入野地区)	黒潮町が整備した津波避難ハザードマップに近隣の津波避難施設の位置が示されているが、「浜の宮地区津波避難タワー」は記載されていない。 また、現在、黒潮町が津波避難場所として指定していない施設が記載されたままとなっている。	

(注) 徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(3)-㉔ 高松市の津波避難ビルマップ (中部)



(注) 四国行政評価支局の調査結果による。

図表 2-(3)-㉕ 高松市の津波避難ビルマップに記載されていない津波避難ビル

津波避難ビルマップに記載されていない津波避難ビル	所在地	収容可能人数 (人)
四国財務局合同宿舎深田住宅	高松市木太町 1992	150
紫雲中学校	高松市紫雲町 8-25	1,000
株式会社アムロン本社ビル	高松市築地町 2-5	150
建設クリエイトビル	高松市福岡町 3丁目 11-22	220
四国財務局合同宿舎屋島住宅 1号棟及び2号棟	高松市屋島西町 1403	1,100
老人保健施設サンライズ屋島	高松市新田町甲 2723-2	850
庵治保健センター (ほっとぴあん)	高松市庵治町 978	200
ホームセンターダイキ香西店	高松市香西東町 350-1	800

(注) 四国行政評価支局の調査結果による。

図表 2-(3)-㉔ 郵便ポストに貼付された「津波発生時避難場所シール」の表示内容又は表示場所が不適切な事例





区分	管 理 郵 便局	シールの貼付された調査対象郵便ポスト数	津波発生時の避難場所ではない施設に誘導しているもの	最寄りの避難場所に誘導していないもの	避難場所への方角を誤って記載しているもの	避難場所までの距離表示が誤っているもの
愛媛県	宇和島市 宇和島郵便局	15	0	0	0	0
	八幡浜市 八幡浜郵便局	5	0	0	1	1
	西予市 西予郵便局	4	0	0	0	0
	伊方町 伊方郵便局	3	0	0	1	0
	愛南町 宇和島郵便局	3	0	0	0	0
	小計	30	0	0	2	1
高知県	高知市 高知東郵便局	20	0	5	0	5
	香南市 高知東郵便局	5	0	3	0	1
	須崎市 須崎郵便局	4	0	1	0	0
	室戸市 安芸郵便局	7	1	1	0	0
	黒潮町 土佐中村郵便局	6	0	2	0	0
	小計	42	1	12	0	6
合計		72	1	12	2	7

(注) 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(3)-㉔ 郵便ポストに貼付された「津波発生時避難場所シール」の表示内容及び表示位置が不適切な事例

区分	管理郵便局	郵便ポストの設置場所	「津波発生時避難場所シール」の表示内容及び表示位置が不適切な事例	
愛媛県	八幡浜市	八幡浜郵便局 市立八幡浜総合病院前 (八幡浜市大平15)	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された、郵便ポストから指定緊急避難場所までの距離は「約100m」であるが、実際の距離は、約174mであり、相違している。</p>	
		ショッパーズ白浜店 (八幡浜市向灘高城)	<p>・郵便ポストから最寄りの指定緊急避難場所への方角は、西であるにもかかわらず、「津波発生時避難場所シール」には、「東へ」と誤って記載されている。</p>	
	伊方町	伊方郵便局 (伊方町湊浦1995-5)	<p>・郵便ポストから最寄りの指定緊急避難場所への方角は、北であるにもかかわらず、「津波発生時避難場所シール」には、「南へ」と誤って記載されている。</p>	
高知県	高知市	高知東郵便局 小笠原酒店北側	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された、郵便ポストから最寄りの指定緊急避難場所までの距離は、「約10m」であるが、実際の距離は、約130mであり、相違している。</p>	
		JR高知駅北側	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された、郵便ポストから最寄りの指定緊急避難場所までの距離は、「約10m」であるが、実際の距離は、約100mであり、相違している。</p>	

区分	管理郵便局	郵便ポストの設置場所	「津波発生時避難場所シール」の表示内容及び表示位置が不適切な事例
		比島郵便局北側	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された、郵便ポストから最寄りの指定緊急避難場所までの距離は、「約 30m」であるが、実際の距離は、約 180mであり、相違している。</p> 
		ことぶきストアー北側	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された、郵便ポストから最寄りの指定緊急避難場所までの距離は、「約 50m」であるが、実際の距離は、約 200mであり、相違している。</p> 
		高知栈橋通郵便局西側	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である株式会社轟組（約 90m）と相違している。</p> 
		栈橋通五丁目駅西側	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所であるポートハイム 28（約 130m）と相違している。</p> 
		潮江小学校東側	<p>・「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である潮江小学校（ポスト設置場所）と相違している。</p> 

区分	管理郵便局	郵便ポストの設置場所	「津波発生時避難場所シール」の表示内容及び表示位置が不適切な事例	
香南市		フジグラン葛島西側	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所であるアルファステイツ知寄町（約 180m）と相違している。 ・同シールに記載された、郵便ポストから指定緊急避難場所までの距離は、「約 100m」であるが、実際の距離は、約 270mであり、相違している。 	
		高須簡易郵便局南側	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所であるアムールハイツ高須又はピクシー高須（いずれも約 50m）と相違している。 	
	高知東郵便局	日吉神社東側	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である夜須中央公民館（約 200m）と相違している。 ・同シールに記載された、郵便ポストから指定緊急避難場所までの距離は、「約 190m」であるが、実際の距離は、約 280mであり、相違している。 	
		ウメキ電器西側	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である夜須中央公民館（約 10m）と相違している。 	

区分	管理郵便局	郵便ポストの設置場所	「津波発生時避難場所シール」の表示内容及び表示位置が不適切な事例	
須崎市		夜須郵便局 北側	<ul style="list-style-type: none"> 「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である夜須中央公民館（約 200m）と相違している。 	
	須崎郵便局	道の駅かわうその里 さき西側	<ul style="list-style-type: none"> 「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である斎場登り口（約 400m）と相違している。 	
	安芸郵便局	室戸市役所 南側	<ul style="list-style-type: none"> 「津波発生時避難場所シール」に指定緊急避難場所でない施設名が記載されている。 同シールに記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である南新町室津地区避難場所⑥（約 170m）と相違している。 	
	土佐中村郵便局	浮鞭郵便局 東側	<ul style="list-style-type: none"> 「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所である天満宮（約 240m）と相違している。 	
黒潮町		上川口郵便局 北側	<ul style="list-style-type: none"> 「津波発生時避難場所シール」に記載された指定緊急避難場所が、最寄りの指定緊急避難場所と相違している。 	

(注) 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。